

## 2 改善計画の認定

- (1) 都道府県知事は、事業協同組合等又は中小企業者から「改善計画認定申請書」の提出を受けたときは、遅滞なく、当該改善計画が法令、3の改善計画の認定基準及び都道府県が行う中小企業振興に係る方針等に照らして適切であるか否かを審査し、適切であると判断されるものについて認定することが望ましいこと。

また、当該認定に当たっては、必要に応じて都道府県労働局長に協議されたいこと。

なお、当該改善計画に法第4条第2項第5項に掲げる事項が記載されている場合には、法第4条第4項の規定に基づき、あらかじめ厚生労働大臣に協議し、その同意を得る必要があること。

- (2)～(4) 省略

## 3 改善計画の認定基準

事業協同組合等又は中小企業者が作成し、認定を申請する改善計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであることが望ましいこと。

### (1) 事業協同組合等の改善計画の認定基準

- ① 改善事業（法第4条第1項に規定する改善事業をいう。以下同じ。）の目標、内容及び実施時期が基本指針に照らして適切なものであること。
- ② 改善事業の内容、実施期間並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が、改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。
- ③ 基本指針に基づく労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の充実、募集・採用の改善、教育訓練の充実及びその他の雇用管理の改善の7項目のうち、当該事業協同組合等の実情に照らして、労働力の確保のために必要かつ適切な項目又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する項目に取り組むものであることが望ましいこと。

- ④ 構成中小企業者の概ね3分の1以上が、③の取り組むこととした項目のうち、募集・採用の改善を除くもののいずれかについて、当該事業協同組合等が掲げる目標に沿った事業に取り組むこととしていることが望ましいこと。

なお、「構成中小企業者の概ね3分の1以上」とは、労働者を雇用している構成中小企業者の概ね3分の1以上をいうものであると思料されること。

- ⑤ 事業協同組合等が、その構成中小企業者から委託を受けて労働者の募集を行う場合においては、募集に従事する者の配置等その募集に係る体制等が整備されているものであること。

なお、「募集に従事する者の配置等その募集に係る体制等が整備されているものであること」とは、募集に従事する者として事業協同組合等の役員又は職員が指定されており、労働者の募集に必要な設備等が整備されていることをいうものであること。

- ⑥ 生産性向上に係る改善計画は、その構成員たる中小企業者の労働力の確保に係る計画のうち、特に生産性の向上を行うために必要な労働力の確保を目的とした事業に取り組むものであることが望ましいこと。

### (2) 中小企業者の改善計画の認定基準

- ① 改善事業の目標、内容及び実施時期が基本指針に照らして適切なものであること。
- ② 改善事業の内容、実施時期並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が、改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。

- ③ 基本指針に基づく労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の充実、募集・採用の改善、教育訓練の充実及びその他の雇用管理の改善の7項目のうち、当該中小企業者の実情に照らして、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保のために必要かつ適切な項目、新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する項目又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する項目に取り組むものであること。
- ④ ③の取り組むこととした項目のうち、募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むこととしていること。
- ⑤ 生産性向上に係る改善計画は、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための計画のうち、特に生産性の向上に資する高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を目的とした事業に取り組むこととし、当該計画の申請日時点で、2期（1期を事業年度の初日から末日までとする。）以上の決算を実施していること。